

商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状（商標法第4条第1項第18号）に関する取扱い

商標法第4条第1項第18号は、商品又は商品の包装の機能を確保するために必ず採らざるを得ない不可欠な立体的形状のみからなる商標について商標登録を認めることとすると、商標権者にその商品又は商品の包装についての生産・販売の独占を事実上半永久的に許すこととなり、市場における適切な競争を阻害するおそれがあることから、これを排除する必要があることに基づき設けられた規定である。

本号でいう「商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状」であっても、「商品の形状」や「商品の包装の形状」であることに変わりはなく、そのような立体的形状からなる商標は、通常は第3条第1項第3号に該当し拒絶されるものである。

したがって、實際上、本号の適用が問題となるのは、その立体的形状が既に使用されており、使用された結果識別力を獲得するに至った商標、すなわち第3条第2項の適用が認められる商標がほとんどであろうと考えられる。

実際の第4条第1項第18号の審査においては、第3条第2項の適用のために提出された広告書類や取引書類等を参考に、主にその商品又は商品の包装の実用的な利点と謳われている商品又は商品の包装の形状から発揮される機能に着目して、本号適用の是非の認定を行うこととし、その場合の商品又は商品の包装の形状がその機能を確保するために不可欠であるか否かの判断においては、本号を設けた趣旨を踏まえ、特に次の点を考慮する。

1. その機能を確保できる代替的な形状がほかに存在するか否か。

すなわち代替的な形状がほかに存在するときは、その形状が不可欠なものとはいえないことから、本号に該当するものとはいえないが、代替的な形状が存在しないときは、その立体的形状は不可欠な形状であるとの有力な判断材料となることから、本号が適用され得ることとなる。

2. 商品又は商品の包装の形状を当該代替的な立体的形状とした場合でも、同程度（若しくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか否か。

すなわち代替的な形状を採用した場合には、著しく高い費用が必要となるならば、同業他者が商取引上の競争において極めて不利な状況におかれ、結果的に商品等の市場における独占を許すおそれがあることから、本号が適用され得ることとなる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の](#)

提供の場所、質等の表示)」の審査基準

- 「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準
- 「第4条第1項第18号（商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状）」の審査基準